

「さくらんぼ県やまがた」フルーツ狩りバス・タクツアー事業（Q & A）

○助成制度について（第1条関係）

問 この助成金の概要・目的について。

答 旅行会社が県内事業者の貸切バス・タクシーを利用した、フルーツ狩りまたは最上川ふるさと総合公園で開催される「やまがた紅王」デビューイベントを行程に含む旅行商品の企画・販売や旅行の受注に対し助成金を交付し、旅行者が負担する旅行代金等を引き下げることによりフルーツ狩り体験機会を創出し、フルーツ・ツーリズムの推進を図るとともに、県内小学生等については、県産フルーツの魅力の認識やふるさとへの理解、郷土愛を育み、県内観光地への周遊促進を図るものです。

問 旅行会社が申請できる旅行はどのようなものが該当するのか。

答 要綱で規定している「募集型旅行商品の造成・催行」及び「受注型・手配型旅行」とは、次の旅行となります。

【募集型旅行商品の造成・催行】

・募集型企画旅行

旅行会社があらかじめ、旅行の目的地及び日程、運送や宿泊などの旅行サービスの内容と旅行に関する計画を作成し、旅行者を募集して実施する旅行

【受注型・手配型旅行の取扱い】

・受注型企画旅行

旅行者からの依頼により、旅行会社が、旅行の目的地及び日程、運送や宿泊などの旅行サービスの内容と旅行代金を定めた旅行に関する計画を作成、提案し、実施する旅行

・手配旅行

旅行会社が旅行者の委託により、旅行者のために運送や宿泊等の旅行サービスの提供を受けることができるよう手配を引き受けた旅行

問 県外の旅行会社が企画募集した県内のバス会社を利用したツアーについて、県外の旅行会社が助成金を申請することは可能か。

答 県外の旅行業者企画募集したツアーについても県内のバス会社を使用し、県内観光果樹園におけるフルーツ狩りまたは最上川ふるさと総合公園で開催される「やまがた紅王」デビューイベント及び県内観光地等が行程に含まれている場合は助成金の対象となります。

○交付要件（第3条関係）

問 なぜ、「フルーツ狩り」を行程に含むのか。

答 令和5年度の「やまがた紅王」本格デビューに合わせ、県産さくらんぼをはじめ県産フルーツの魅力を認識いただくとともに、「フルーツ狩り」から温泉や食、自然、精神文化など、県内の観光周遊促進につなげるためです。

問 「やまがた紅王」デビューイベントとは何か。

答 山形県さくらんぼ&フルーツPR協議会が主催し、令和5年6月6日（火）から6月30日（金）まで寒河江市の最上川ふるさと総合公園で開催するイベントです。

問 なぜ、観光地等1か所以上（教育旅行除く）立寄る必要があるのか。

答 「フルーツ狩り」から温泉や食、自然、精神文化など、県内の観光周遊促進につなげるためです。

問 観光地等とはどこか。

答 「山形県観光者数調査」に記載されている観光地のほか、温泉地や道の駅、博物館、美術館、資料館、体験施設、遊園地、ドライブイン、飲食店、土産物店など、観光客や旅行者が利用する施設、場所をいいます。

問 要綱の第3条に規定する「料金を還元すること。」とは具体的にどういうことか。

答 旅行者が支払う旅行代金を算定する際に、助成金差引後の料金とすることにより、価格を引き下げることが指します。

また、行程の追加やお土産等新たなサービスを付加することも「還元」とみなします。

問 令和5年8月31日（木）に出発する宿泊を伴う旅行は対象となるか。

答 令和5年8月31日（木）までに終了する旅行等が対象となります。8月31日（木）に出発する宿泊を伴う旅行は対象には含まれません。

問 教育旅行など学校行事は対象となるのか。

答 行程にフルーツ狩りや「やまがた紅王」デビューイベントが含まれていれば、小・中・高・特別支援学校などにおいて学校行事として実施される修学旅行や遠足、宿泊学習、社会科見学等の日帰り又は宿泊を伴う旅行など、校外学習活動として実施される学校行事全般も対象となります。また、県内小学生等の教育旅行については、県産フルーツの

魅力の認識や郷土愛を育むため、助成金の交付額を別枠としております。

○対象経費（第4条関係）

問 一人あたりの助成額について、大人（中学生以上）、小人の区分はあるのか。

答 区分はなく、フルーツ狩りを有料で実施した人数または「やまがた紅王」デビューイベントへの来場人数に対し、一人あたり2千円となります。

問 一般ツアーと教育旅行（県内小学生等）の交付上限額を分けているのはなぜか。

答 フルーツ・ツーリズムの推進のほか、県内小学生等には県産フルーツの魅力の認識やふるさとへの理解、郷土愛を育むことを事業の目的としているためです。

○申請手続（第5条～第7条関係）

問 「受注型旅行」は、どのタイミングで申請すればよいのか。

答 「受注型」の旅行は「募集型」と違い、旅行者からの依頼に基づき実施される旅行であることから、事前に交付申請を行うことが困難と考えられます。このため、「受注型」の旅行については、事前に取り扱い見込により申請いただき、実績報告の際に精算することとしています。

問 交付申請書を提出してから交付決定までどのくらいかかるのか。

答 交付申請書を提出してから交付決定通知書の発布までの標準的な事務処理期間は2週間程度としております。お急ぎの案件については、交付申請書の提出とともに別途ご連絡ください。

問 交付決定額を実績額が上回る見込みの場合、助成金変更交付申請書の提出が必要か。

答 実績額が交付決定額を上回る見込みの場合は変更交付申請書（様式第3号）の提出が必要になります。交付決定額以内（2割以内の減額）であれば変更交付申請書の提出は必要ありません。

○その他

問 バス料金に対し、市町村が助成を行う場合でも、併用は可能か。

答 市町村が助成金（バス料金に対する補助）を出している場合、市町村の要綱において併用を認めている場合は、本事業との併用が可能です。

問 全国旅行支援～やまがた旅割キャンペーン～との併用は可能か。

答 本事業との併用は可能です。併用する場合は、先に「「さくらんぼ県やまがた」フルーツ狩りバス・タクツアー事業」を適用させ、同事業適用後の金額に「全国旅行支援～やまがた旅割キャンペーン～」を適用してください。